

2020年7月13日

北海道大学

総長代行 笠原 正典 殿

総長選考会議議長 石山 喬 殿

北海道大学教職員組合  
執行委員長 山形 定



## 総長解任に関して北海道大学の回答を求める（質問書）

北海道大学は、文部科学大臣による名和総長解任の決定を受けて、7月10日、次の総長選考を7月中に開始すると発表した。

我々北海道大学教職員組合は、解任の申出を行った総長選考会議が申出の理由を大学構成員に十分説明せずに次の総長の選考を進めることには断然反対であり、以下の質問に大学・総長選考会議が回答し、解任に関する事実を明確にすることがまず必要だと考える。

なお、以下では、解任された名和氏側の発信を参照した（署名サイト【北海道大学 名和と総長の不当解任申し出への反対と名誉回復を訴える】<sup>a)</sup>中の「文科省聴聞時の名和総長による陳述書」<sup>b)</sup>。以下、名和氏陳述と略称）。但し、我々北大職組は名和氏の総長復帰を決して求めておらず、あくまで、解任に関する事実の明確化のために名和氏陳述を参照したにすぎない。ありうべきあらゆる誤解を防ぐべく、この点を明記しておく。

総長選考の手続きが来週にも開始されるとの予定が大学側から発表されたことに鑑み、我々北大職組は、北海道大学・総長選考会議によって、本質問書に対する書面での回答が7月17日（金）12時までに提出されることを求める。

### 註

a) URL は <http://chng.it/2bTqkBF64M> （短縮 URL）。2020年7月11日閲覧。

b) URL は [https://drive.google.com/open?id=1wnZLpVAVrhMI6oE20n2t9ZOYaqVKD\\_fK](https://drive.google.com/open?id=1wnZLpVAVrhMI6oE20n2t9ZOYaqVKD_fK)。2020年7月11日閲覧。

(1) 7月1日に実施された大学記者会見に関して、同6日に学内で公表された文書「総長解任に係る記者会見」には、総長選考会議長石山氏の次のような発言がある。

「平成30年10月に、本学の顧問弁護士から理事に対して、教職員から名和前総長の非違行為に係る通報があった旨の報告がありました。理事は、総長選考会議に検討を委ねることとし、議長である私に対して、その旨通知がありました。

私は、通知の内容が事実であった場合には、総長としての適格性に疑義が生じるおそれがあることから、事実関係を明確にすべきであると考えて、平成30年11月6日に総長選

考会議を開催し、選考会議規程 18 条の 2 の規定に基づき、調査委員会を設置することを決定し、同年 11 月 29 日に、外部の弁護士 3 名による調査委員会を設置しました。」

これに対して名和氏陳述には、これと全く食い違う次の記述がある。

「平成 29 年 [ママ。正しくは平成 30 年。引用者註記] 9 月 29 日、総長室において、私は総長選考会議の石山喬議長と北大の顧問弁護士である斎藤隆広弁護士の突然の訪問（アポなし）を受け、辞任を迫られました（横山副議長も同席）。理由は「複数のパワハラに対し、公益通報があつたため」ということでした。「録音テープも複数あり証拠が提出されれば言い逃れはできない。」「もし指定期間内に任意辞職すれば公益通報者を説得するよう努力する。」ということでした（陳述書 6 頁）。」

**質問 1：石山総長選考会議議長は、2018 年 10 月に初めて総長の非違行為に関する通報を受けたのか、それとも 2018 年 9 月までに既に通報を受けており、同年 10 月より以前に、石山議長自身が総長に辞任を求めたことがあるのか。後者の場合には、総長選考会議は、中立的な立場からではなく、最初から総長を解任するつもりで、調査委員会の設置を決めることになるのではないか。そしてもしそうだとすれば、そのようなスタンスをとった理由、及び石山議長自身が総長に対して自ら解任を求めたことの規程上の根拠は何か。以上の各点について明確な回答を求める。**

(2) 7 月 1 日に実施された大学記者会見に関して、同 6 日に学内で公表された文書「総長解任に係る記者会見」には、総長解任問題との関連で設置された調査委員会について、関理事の次のような発言がある。

「調査委員会で弁解の聴取を行っていないというのは事実でございます。これは、調査を進めていくうちに、名和前総長に確認するまでもなく、複数の関係者に対する面談調査、書面調査及び関係資料により調査委員会としての事実認定が可能だと判断したためでございます。」

同記者会見で石山議長自身は「調査委員会は公正、中立な立場で調査を行っていただいております」と述べているが、事実について異なる見方が対立して存在するであろう場合に、当事者の一方に対してのみ聴取を行ないもう一方に対しては聴取を行なわない調査が「公正、中立な立場」での調査であるということは、常識的に考えてありえない。

**質問 2：総長の非違行為の確認のために総長選考会議によって設置された調査委員会が、名和氏に対して「弁解の聴取」を行なわなかつた理由は何か。そして、当事者の一方に対して聴取を行なわない調査が「公正、中立な立場」での調査であるという、常識的に考えてありえない主張を大学・総長選考会議が行なう理由・根拠は何か。以上の各点について明確な回答を求める。**

(3) 北大 Web サイトに掲載された 2020 年 7 月 1 日付けの文書「名和豊春総長の解任について（総長代行 笠原 正典）」には次の文言が見られる。

「総長不在の状況がほぼ 1 年半に亘って続き、学生、保護者、教職員、同窓生をはじめ学内外の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。」

この文章では、長期間にわたる総長不在が大勢の人に「ご心配とご迷惑をおかけした」ことの原因である、という大学側の認識が示されていると理解することができる。

ところが、この点に関連して、名和氏陳述には次のようにある。

「また、私は、本学の混乱を避けるため、平成 30 年 12 月 9 日、文部科学臣〔ママ。引用者註記〕宛ての総長辞任願を総長選考会議の石山喬議長にお渡しましたが、結果的には受理されませんでした。その理由は、総長選考会議は、私の解任に向けて手続きが進んでいるからとのことでした。私が辞任するのでは足らず、解任しなければと考えていたようです。」

質問 3：2018 年 12 月に名和氏から総長辞任願が提出され、受理されなかった、と名和氏陳述で述べられていることは事実か。もし事実だとすれば、そのようなスタンスをとった理由、及び名和氏の総長辞任願が受理されなかつた理由は何か。そしてもしそうだとすれば、総長不在の期間が 1 年以上続く状況を作り出したのは大学・総長選考会議自体だということになり、総長不在の長期化自体に対しては大学・総長選考会議こそが責任を問われるべきなのではないか。以上の各点について明確な回答を求める。

以上